

仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成三十年四月二十三日をもって、仮想通貨交換業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行は完了しており、また、利用者への返還又は移転が必要な利用者の財産はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告します。

平成三十年三月二十二日

三重県鈴鹿市住吉町五七六九番地の九

株式会社来夢



代表取締役 韓 元徳